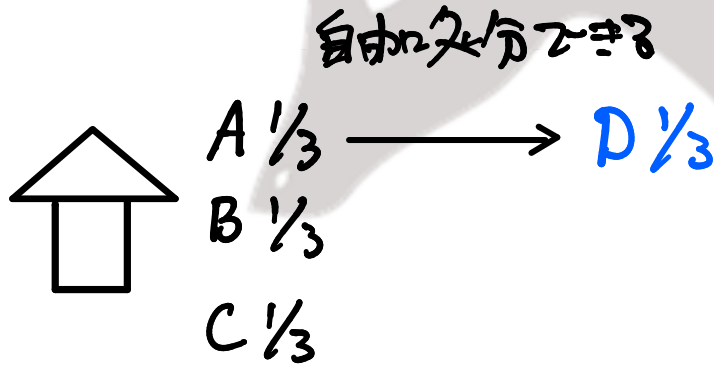


共有 宅建 H15-04-1 《#572》

【問】 正誤をつけよ。

A、B及びCが、建物を共有している（持分を各 3 分の 1 とする。）。Aは、BとCの同意を得なければ、この建物に関するAの共有持分権を売却することはできない。



【答え】 誤り

《ポイント》 共有【宅建 ★基本頻出】

持分権の処分は、各共有者が各自自由に処分可能であり、譲渡や抵当権の設定等を自由に行うことができる。

⇒ 共有物の処分は「変更」にあたり、他の共有者全員の同意を要する（大判明 37.3.16）

